

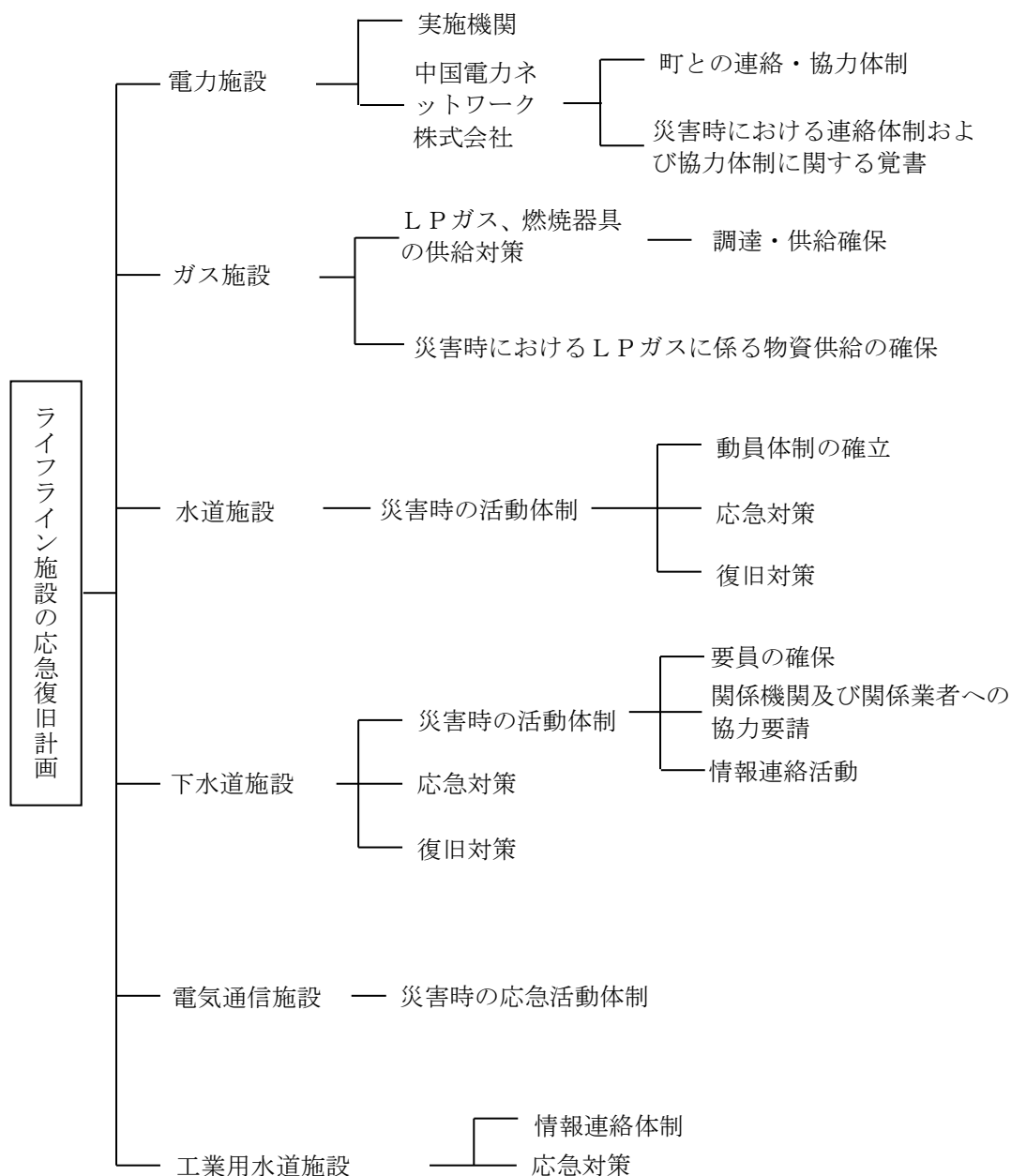
## 第18章 ライフライン施設の応急復旧計画

### 基本的な考え方

大規模災害が発生すると電気、ガス、上下水道、電話等の施設も被災し、町民生活に大きな支障が生じるおそれがある。

これらの施設は、どれも町民の日常生活に欠く事のできないものであり、被災後の速やかな応急復旧を必要とする。

町は、ライフライン事業者の迅速な応急復旧活動を支援するため、道路被害、規制等の情報を提供する必要がある。



## 第1節 電力施設

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生の防止及び被害の軽減、応急復旧に努める。このため、地震災害発生時の活動体制、応急対策、復旧対策に係る必要な事項を定める。

### 第1項 中国電力ネットワーク株式会社（岩国ネットワークセンター）

所管する電気施設等に災害が発生した場合の対応については、災対法第39条の規定に基づき策定した防災業務計画により、速やかに応急措置を実施する。

#### 1 町との連絡・協力体制

町（災害対策本部体制時は総括班）は、災害における停電対応及び復旧を円滑に実施するため、中国電力ネットワーク株式会社（岩国ネットワークセンター）との連絡・協力体制を確立する。

##### (1) 連絡体制

町と中国電力ネットワーク株式会社（岩国ネットワークセンター）の担当者間において、連絡責任者を定め、停電時等における連絡体制を構築する。

##### (2) 協力・連携体制

町と中国電力ネットワーク株式会社（岩国ネットワークセンター）間において、下記事項の協力・連携体制を構築する。

ア 停電対応、復旧等に関する情報の提供、住民への周知に関する事項

イ 停電対応、復旧支援に関する事項

ウ 要員派遣に関する事項

エ 防災訓練への参加に関する事項

2 細部は、町と中国電力ネットワーク株式会社（岩国ネットワークセンター）の間で締結する「災害時における連絡体制および協力体制に関する覚書」による。

## 第2節 ガス施設

災害等が発生し、ガス施設に被害が生じた場合、ガスに起因する二次災害の発生を防止するとともに、被災者の生活確保のための応急復旧を実施し、ライフライン施設としての機能の維持を図ることが求められる。

このため、災害発生時の活動体制、初動措置、応急・復旧対策について、必要な事項を定める。

### 第1項 LPガス、燃焼器具の供給対策

大規模な災害等が発生した場合において、熱源の確保は、医療救護活動あるいは被災者が日常生活を営むうえで重要な対策となる。

LPガスは、熱源の中でも災害に強い熱源であり、その機動性等から災害時の応急熱源として、特に大きな効果を期待できる。

#### 1 調達・供給確保

(1) 町において、LPガス等の確保が必要となった場合は、県災対本部（防災危機管理課）にあつせんを要請する。

(2) 県災対本部は、LPガス、ガス器具等の供給について、（一社）山口県LPガス協会に要請する。

(3) （一社）山口県LPガス協会は県災対本部からの要請に基づき、供給可能な事業者を、県災対本部に連絡する。

(4) 県災対本部は、町に連絡するとともに、物資の引き渡し場所について町と調整の上決定する。

(5) 連絡を受けた町は、当該事業者に連絡し、必要なLPガス等を調達するものとする。

また、引き渡しに当たっては県災対策本部又は町は物資の引き渡し場所に職員を派遣し、物

資の確認を行う。

## 第2項 災害時におけるLPガスに係る物資供給の確保

- 1 町（総括班）は、災害時のLPガスに係る物資の円滑な供給を確保するため、山口県LPガス協会岩国支部との連携体制を構築する。
- 2 細部は、町と山口県LPガス協会岩国支部との間において締結された「災害時における物資の供給に関する協定書」による。

## 第3節 水道施設

災害による水道施設等への被害が発生し、応急給水が長期に及ぶと被災住民の生活安定に重大な影響を与える。

このため町（復旧対応班（都市建設課））は、あらかじめ被災施設の応急対策・復旧活動について必要な事項を定め迅速な復旧を実施することとしている。

県は、町が実施する応急対策等について、必要な指導及び援助を行う。

## 第1項 災害時の活動体制

### 1 動員体制の確立

#### (1) 要員の確保

ア 災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動等に従事する要員を確保するため、あらかじめ、職員の配備体制を確立し、職員を指名し、担当業務を明らかにしておく。

イ 休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合は、職員は被害状況に応じ、役場に参集し、応急対策に従事する。

ウ 都市建設課職員で不足する場合の人員の確保は、各部局、隣接、近接の地方公共団体、県災対本部（生活衛生班）へ応援を求める。

この場合の手順等については、あらかじめ企画総務課と協議しておく。

#### (2) 関係機関及び関係業者への協力要請

ア 被災施設の応急処置及び復旧は、業者に委託して実施することから、指定水道工事業者等へ協力要請を行う。

この場合、町内の業者も被災していることが考えられることから、隣接、近接市町又は県災対本部（生活衛生班）に応援要請を行い、必要業者の確保を図る。

イ 隣接、近隣の市町に対して応援を要請するが、それでも対応できないと判断されるときは、県災対本部（生活衛生班）に対して、他県等への要請を依頼する。

#### (3) 情報連絡活動

ア 応急対策を効率よく実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要になる。このことから、情報収集の手段、連絡手段、受持地域、内容等をあらかじめ定め、災害発生時に混乱が起きないようにしておく。

イ 大規模災害による被害が発生した場合は通常広範多岐にわたることから、他の協力を必要とする事態も多分に生じる。このため、町災対本部との連絡調整に必要な要員をあらかじめ指定するなどしておく。

## 2 応急対策

対策項目	措置内容
(1) 災害復旧用資機材の整備	<p>ア 復旧に必要な管・弁類等の材料については、日常から在庫数量を把握するとともに、整理をしておく。</p> <p>イ 不足する場合は、取扱店、他の市町等から調達することになるため、あらかじめ隣接・近接市町と協議するなどして迅速な確保が図られるようにしておくものとする。</p>
(2) 施設の点検	<p>災害発生後は、速やかに水道施設を点検し、被害状況を把握する。</p> <p>ア 貯水、取水、導水、浄水施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。</p> <p>イ 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度のほか、地上構造物の被害状況等の把握に努める。</p> <p>ウ 次の管路等については、優先して点検を行う。</p> <p>(ア) 主要送水管路</p> <p>(イ) 医療救護施設、避難所及びこれに至る管路</p> <p>(ウ) 都市機能を維持するための重要施設である発電所、変電所等に至る管路</p> <p>(エ) 河川、鉄道等の横断箇所</p>
(3) 応急措置	<p>被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大するおそれがある場合及び二次災害のおそれがある場合には、速やかに応急措置を実施する。</p> <p>ア 取水、導水、浄水施設の給水所 取水塔、取水堰等の取水設備及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。</p> <p>イ 送水、配水管 (ア) 漏水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は、断水措置を講じた後、保安柵等による危険防止措置を実施する。 この場合、道路管理者、警察に、直ちに通報連絡を行い、救助活動等への支障とならないように努める。</p> <p>(イ) 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、速やかに配水調整を行う。</p>

## 3 復旧対策

水道事業者等は復旧に当たっては、再度の被災防止を考慮に入れ、必要な改良復旧を行うとともに、計画的に復旧対策を進める。

対策項目	措置内容
(1) 取水・導水施設の復旧活動	取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は最優先で行う。
(2) 浄水施設の復旧活動	浄水施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。
(3) 管路の復旧計画	<p>災害発生時において円滑迅速な復旧が実施できるよう、あらかじめ復旧の順位等を定め、以下により実施するものとする。</p> <p>ア 復旧に当たっては、随時配水系統等の切替え等を行いながら、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して、復旧効果が最も上がる管路から順次行う。</p> <p>イ 資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、仮復旧を実施する。</p> <p>ウ 送水、配水管路における復旧の優先順位</p> <p>(ア) 第一次指定路線 送水管及び主要配水幹線として指定した給水上重要な管路</p>

対策項目	措置内容
	(イ) 第二次指定路線 重要配水管線として指定した第一次指定路線に準ずる管路及び 給水拠点へ至る管路 エ 給水装置の復旧活動 (ア) 送水管の復旧及び通水と平行して実施する。 (イ) 需要家の給水装置の復旧は、緊急度の高い医療施設、人工透析 治療施設等を優先して行う。
(4) 広報活動	ア 災害時における町民の不安を沈静させる意味からも水道事業の 果たす役割の大きいことに鑑み、被害状況、応急給水、復旧予定等 について適時的確な広報を実施する。 イ 広報活動は、広報車、防災行政無線、ラジオ及び新聞等の報道機 関を併用して実施する。 ウ 活動体制を確立し（責任者を定めるなど）、万全を期すものとす る。

#### 第4節 下水道施設

下水道は、住民の日常生活に大きくかかわっており、災害により施設に被害が生じた場合は、衛生対策上、また、被災者の生活に重大な影響を与える。

このため、町（復旧対応班（都市建設課））は、本計画による他、災害により下水道機能が低下した場合、暫定的な機能回復までを定めた「和木町下水道BCP（地震・津波編）」（平成29年2月）に基づき、災害時における下水道施設の応急対策、復旧に必要な体制を整備し、対応する。

##### 第1項 災害時の活動体制

町の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し迅速に応急活動を実施する。

###### 1 要員の確保

(1) 災害時における応急措置、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備体制を確立し、災害時における担当業務、担当者を定めておく。

この場合、休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合についても、迅速な対応がとれるようにしておくものとする。

(2) 都市建設課職員が不足する場合の要員の確保は各部局、隣接、近接の地方公共団体、県災対本部に対して応援を求める。

この場合の手順等については、企画総務課とあらかじめ協議しておく。

###### 2 関係機関及び関係業者への協力要請

(1) 被災施設の応急処置及び復旧は通常業者に委託して実施することから、あらかじめ関係業界等と災害時の対応について協議をしておき、必要に応じ要請するものとする。

(2) 大規模災害等発生の場合、町内の業者については、被災していることが考えられることから、隣接、近接市町又は県災対本部（都市施設対策班）に応援あつせんの要請を行い、必要業者の確保を図る。

###### 3 情報連絡活動

(1) 応急対策を速やかに実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要となることから、あらかじめ情報収集の手段、連絡方法、受持地域、内容等を明確にしておき、災害発生時に混乱がおきないようにしておく。

(2) 災対本部、外部機関等との連絡調整が円滑にできるよう、必要な要員を配備する。

###### 4 広域支援

大規模地震等の災害により、被災自治体独自では対応が困難な場合は「中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール」に基づき、災害相互支援体制を確立するものとする。

(1) 下水道対策本部の設置

県の下水道所管課長は、次に掲げる事態が管内において生じた場合に、下水道対策本部を設置し、災害相互支援体制の確立を行うものとする。

ア 震度6弱以上の地震が発生した場合

イ 震度5強以下の地震又はその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合

第2項 応急対策

1 災害復旧用資機材の整備

応急措置に必要な資機材（発動電動機・空気圧縮機・水中ポンプ等）等について、調達先等を把握整理し、確保体制を講じておく。

2 施設の点検

地震発生後は、速やかに施設を点検し、被害状況を把握する。

(1) 処理施設、ポンプ場、管渠等を点検し、被害状況を把握する。

(2) 管渠等については、巡回点検を実施し、漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度の把握に努める。

3 応急措置

(1) 処理場・ポンプ場において、停電のためポンプ機能が停止した場合、非常用発電機等によって運転を行い、排水機能の確保を図る。

(2) 管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を講じる。

(3) 工事施工中の箇所については、請負者に被害を最小限に止めるよう指示を行い、必要に応じて、現場要員の張り付け、必要資機材の確保を行わせる。

4 応急仮設トイレの確保

所管する施設に被害が発生し、下水道が使用不可能となった場合は、代替対策として、応急仮設トイレ等の確保対策を行う。

この場合、衛生関係部局（保健福祉課）と連携を図りながら、協力して実施する。

第3項 復旧対策

1 処理場・ポンプ場

停電となった場合は、非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

2 管渠施設

復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後枝線管渠、排水柵、取付管の復旧を行う。

3 広報活動

公共施設の被害は、住民の生活に直撃し、不安感の醸成につながることから、適時適切な広報活動が必要となる。

このため、被害状況、復旧予定、状況等について広報活動を実施する。広報活動は、広報車、防災行政無線、ラジオ、テレビ及び新聞等の報道機関を併用して実施するものとする。

第5節 電気通信設備

今日、町民の日常生活、社会経済活動において情報通信は、非常に大きなウエイトを占めている。

災害時において、通信の途絶は、災害応急活動に重大な支障を及ぼすばかりか、被災地域の社会的混乱をも招くことになりかねない。

このため、災害時において、通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等について必要な事項を定める。

### 第1項 災害時の応急活動体制

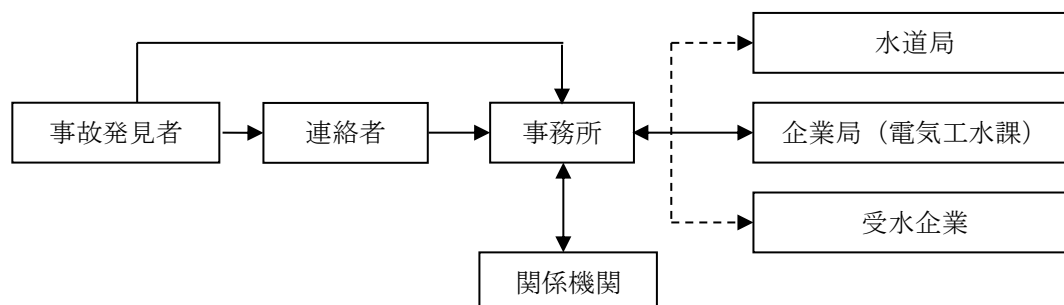
災害が発生した場合には、西日本電信電話(株)山口支店（以下「山口支店」という。）が行う電気通信設備等災害応急対策及び災害復旧については、別に定める「西日本電信電話株式会社災害等対策規程」及び同実施細則に基づき、必要な措置を講じる。

## 第6節 工業用水道施設

工業用水道は、企業活動にとって必要不可欠なものであり、災害等により工業用水道施設に被害が発生した場合は、産業経済活動に与える影響も大きいことから、地震発生時における応急・復旧対策について必要な事項を定める。

### 第1項 情報連絡体制

災害発生直後は、被災状況の把握が急務である。このため管理事務所の監視装置によるデータの収集を行うとともに、施設の巡視を行う。また、本局、出先及び各ユーザーを含めた連絡体制を密にしなが、関係機関及び住民等から管路等の破損、漏水等の情報収集に努める。



### 第2項 応急対策

#### 1 発生直後の保安

工業用水道施設は、配水管、貯水槽等の施設を有していることから、当施設の損傷等による二次災害の発生を防止するため、当該地域における総合的な対応マニュアルに基づき、応急措置を講じ、被害を最小限に止める。

#### 2 復旧対策

施設台帳、管路台帳等の関係図書類及び資機材（管種管径に応じた継輪、携帯用発電機、排水ポンプ等）を整備し、迅速な処置がとれるようにしておくとともに、あらかじめ緊急事故対応業者を選定しておき、早急に対応させる。